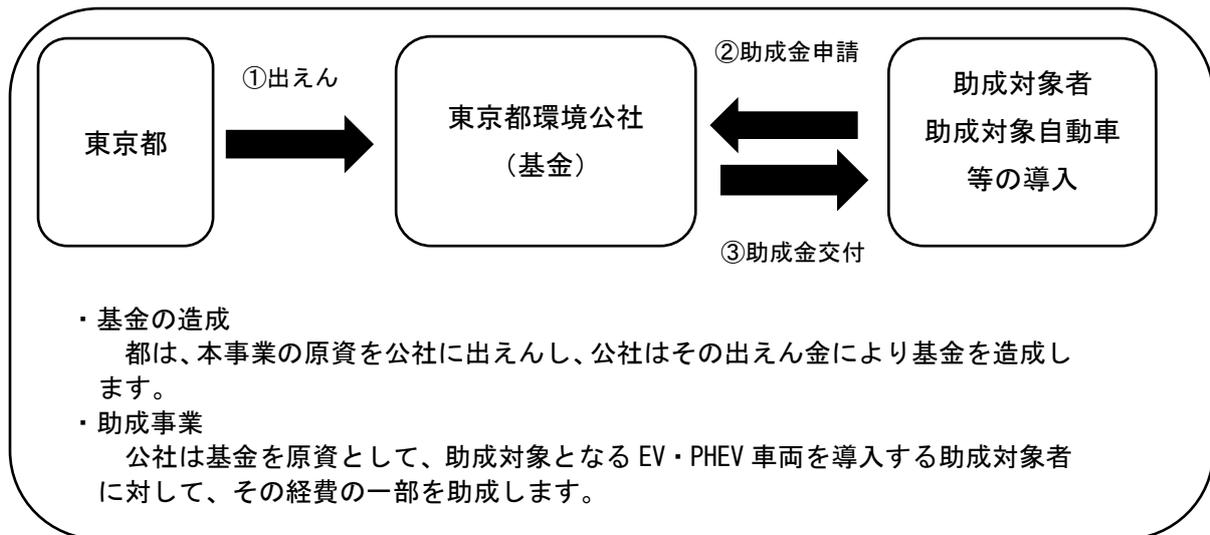


# I 事業の概要

## 1 目的

「電気自動車等の普及促進事業」(以下「本事業」という。)とは、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)が、都内の個人、事業者等が電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)を導入するにあたり、その経費の一部を助成することにより、自動車から排出される二酸化炭素の削減を図ることを目的に実施するものです。

## 2 事業スキーム



## 3 令和5年度からの変更・新規点

### ★令和5年度の重要ポイント★

【補助対象車両の種類】	～R5/3/31 まで登録分	～R5/4/1 以降登録分
電気自動車(EV)	R4年度と同じ補助金額及び増額申請要件となります。	R5年度から開始された補助金額及び増額申請要件となります。
プラグインハイブリッド車(PHEV)		
燃料電池自動車(FCV)		
※ 申請期限は初度登録日から1年以内		

★ 主な変更点

R4 助成（～R5/3/31 迄の登録分）	R5 助成（R5/4/1～登録分）																						
	<p>≪新設≫</p> <p><b>(1)基本補助額</b></p> <p>給電機能【注1】の有無により補助額を設定します。</p> <table border="1" data-bbox="608 479 1294 898"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助対象者</th> <th>給電機能 有</th> <th>給電機能 無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">EV</td> <td>事業者</td> <td>37万5千円</td> <td>27万5千円</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>45万円</td> <td>35万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">PHEV</td> <td>事業者</td> <td>30万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>45万円</td> <td>35万円</td> </tr> <tr> <td>FCV</td> <td>事業者・個人</td> <td>110万円</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注1】給電機能:外部給電器・V2H 充放電設備を経由して又は車載コンセント(AC100 ボルト/1500 ワット)から電力を取り出せる機能</p> <p><b>(2)自動車メーカー別の上乘せ補助額</b></p> <p>令和4年に集計された販売台数から条件に該当する自動車メーカーの車両については、補助額を上乘せします。 (最大10万円。対象メーカーについてはP,19を参照)</p> <p><b>(3)高額車両における補助額</b></p> <p>高額車両(税抜840万円以上)については、算出された補助金額の合計額に0.8を乗じた額を補助額とします。 (P,20参照)</p>		補助対象者	給電機能 有	給電機能 無	EV	事業者	37万5千円	27万5千円	個人	45万円	35万円	PHEV	事業者	30万円	20万円	個人	45万円	35万円	FCV	事業者・個人	110万円	100万円
	補助対象者	給電機能 有	給電機能 無																				
EV	事業者	37万5千円	27万5千円																				
	個人	45万円	35万円																				
PHEV	事業者	30万円	20万円																				
	個人	45万円	35万円																				
FCV	事業者・個人	110万円	100万円																				
<p>・太陽光発電システムにおける増額要件 発電出力は3kw以上であること。</p>	<p>≪要件拡充≫</p> <p>・太陽光発電システムにおける増額要件 発電出力は<b>2kw</b>以上であること。</p>																						